

令和3年度第3回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 令和3年10月27日（水）午後1時15分開会（午後1時45分終了）
場 所 小平市役所5階 505会議室
出席者 会長及び委員14名、計15名（欠席者2名）
議 題 1 小平市国民健康保険条例の一部改正（税率改定）について
2 その他
傍聴者 なし

[主な質疑等]

議題1 小平市国民健康保険条例の一部改正（税率改定）について

事務局 : 本日欠席の委員2名から、答申書（案）について異議なし、という連絡をいただいたことを報告する。

委 員 : 附帯意見に、「国保財政健全化計画をおおむね2年に1度のペースで必要に応じて見直す」とあるが、「必要に応じて」にはどのような意図があるのか。

事務局 : 小平市の国保財政健全化計画では平成30年度から17年間で赤字の解消を目指しているが、保険税の収入が減少し国保運営基金を取り崩しても補填できない財政状況となる場合や、雇用状況により被保険者数に変動するなど、当初計画した通りの赤字削減が見込めない場合など、状況に応じて計画期間の延長や短縮を検討するため、おおむね2年に1度のペースで必要に応じて見直すこととしている。答申書には、2年前の附帯意見と同様の意見を入れていただいたと捉えている。

委 員 : 2年に1度のペースで必要に応じて慎重に見直すとしたほうがわかりやすい。

会 長 : ご意見として受けとめさせていただく。

事務局 : 答申書（案）に「保険税」と「国保税」という文言が記載されているが、「保険税」に記載を統一してよろしいか。

会 長 : 「保険税」に記載を統一することにご異議はないか。

(異議なし)

会 長 : 特にご異議はないため、「保険税」に記載を統一する。

委員：答申書（案）に「被用者保険の被保険者にとっては保険料」と記載があるが、これも「保険税」に変更するのか。

事務局：被用者保険の被保険者にとっては「保険料」である。小平市では「保険料」を「保険税」として徴収しているが、「保険料」の記載変更は不要と考える。

会長：市長からの諮問「小平市国民健康保険条例の一部改正（税率改定）について」、答申書（案）のとおりとすることにご異議はないか。

（異議なし）

会長：ご異議がないので、修正した答申書をもって、市長へ答申することとする。修正した答申書については、後日、事務局より各委員に送付させる。

議題２ その他

事務局：民法において、成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられるため、小平市国民健康保険条例における結核医療給付金の年齢規定についても「２０歳」から「１８歳」に変更する。この条例改正も、１２月議会に提出を予定している。改正は年齢規定のみであり、受給条件などに変更は無い。小平市国民健康保険において、結核医療給付金の２０歳未満の受給者は、９月末時点では存在しない。

以上